

# 内閣府本府政策評価有識者懇談会 第33回議事録

内閣府大臣官房政策評価広報課

## 内閣府本府政策評価有識者懇談会議事次第（第33回）

日 時：令和2年2月12日（水）16:00～17:24

場 所：中央合同庁舎第8号館5階共用B会議室

1. 開 会

2. 議 題

次期内閣府本府政策評価基本計画について

3. 閉 会

○笹川課長

ただいまから、第33回「内閣府本府政策評価有識者懇談会」を開催いたします。

本日の懇談会は、これまで懇談会と同様、公開にて行います。

まず、資料の確認をいたします。

資料は1から5となっております。

また、参考資料は1つでございます。

よろしゅうございますか。それでは議事に入ります。議事の進行につきましては、山谷座長、よろしくお願いいたします。

○山谷座長 それでは、本日の議題に取りかかります。「次期内閣府本府政策評価基本計画について」が議事でございます。では、これについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○笹川課長 それでは、私から、まず資料1でございますけれども「内閣府本府基本計画（骨子案）」ということでございますが、これに基づきまして説明したいと思います。

まず、基本計画の（前文）の1ポツ目でございますが、政策評価制度の趣旨を書いてございます。

2ポツ目でございますが、内閣府がどういう目的で政策評価を実施するかということで、大きくアカウンタビリティ、効率的で質の行政、成果重視の行政等を目的として実施しますということを記述しています。

3ポツ目で、本基本計画で何を規定するかということで、政策評価の実施に関する方針、実施体制等について規定するというところでございます。

以降、大きな項目立ては、法律で基本計画に定めるべきものとして規定されているものについて、それぞれ項目を立てて記述することにしていきます。

まず、「1. 期間」でございますけれども、前々回の有識者懇から御説明してまいっており、今回、基本計画の期間を、令和2年度から令和6年度までの5年間にしたいと考えてございます。

次に「2. 政策評価の実施に関する方針」ということでございまして、（1）は、実施に関する基本的な考え方を書いてございます。

1ポツ目でございますけれども、内閣府本府は、内閣補助事務と分担管理事務がございまして、そのうち分担管理事務について政策評価を実施するというものでありまして、内閣補助事務につきましては評価の対象外でございますけれども、それとは別に事務の効率化を推進しますということでございます。

2ポツ目から4ポツ目までにつきましては、前文で書きました内閣府の3つの目的に基づきまして、それぞれどのような形で実施するのかを具体的に記述したものであり、まず2ポツ目は、情報の公表を積極的に行って、アカウンタビリティを徹底してまいりますということ。

3ポツ目は、政策評価の実施によりまして、PDCAを有効に機能させることによって、効

率的で質の高い行政運営を推進していくということ。

4 ポツ目は、政策評価を通じまして、職員の意識改革が進むことによって、成果重視の行政運営を推進していくということでございます。

5 ポツ目につきましては、政策評価は、EBPMとか行政事業レビュー等の他の評価スキームとの連携を図りながら実施していきますということを基本的な考え方にしております。

「(2) 政策評価の方式」でございますが、政策の特性等に応じまして、事業評価方式、実績評価方式、総合評価方式など、適切な方式を活用しますということを記述しています。

「3. 政策評価の観点に関する事項」でございます。

この観点につきましては、政策評価の基本方針をなぞる形で書いてございまして、①の「必要性」から「効率性」「有効性」「公平性」「優先性」、改めて内容は説明するまでもないと思えますけれども、この5つについて記述しております。

「4. 政策効果の把握に関する事項」でございます。

これも基本的には、基本方針をなぞる形の記述になりますけれども、1 ポツ目で、政策の特性に応じ、適用可能で、コスト、分析精度等を考慮して適切な手法を適用しますということ。

2 ポツ目は、EBPMを推進する観点から、できる限り定量的な評価手法を用いるよう努力すること。

3 ポツ目は、それが困難な場合には、定性的な手法を適用しますが、その際には客観的な情報データ等を基礎としますということ。

4 ポツ目は、アウトプット指標だけでなく、できる限りアウトカム指標を設定することによって、国民生活等への影響を明らかにするよう努力しますということを記述しております。

「5. 事前評価の実施に関する事項」でございます。

「(1) 趣旨」は、改めて説明するまでもないと思えます。

(2)、(3)でございますけれども、事前評価の対象となるのは、法令によりまして、研究開発とか公共事業、政府開発援助もしくは規制、租特とありますけれども、研究開発、公共事業、政府開発援助につきましては、内閣府では想定されず、これまでの実績もないということもございますので、この部分は規制と租特のみに限定して記述しております。

「評価の方式」「対象なる政策」「評価の時期」「その他」につきましては、基本的にはガイドラインで定められていることを確認的に記述しているものでございます。

ページをめくりまして「(4) 実施の要領」でございますけれども、事前評価の対象となる施策については、調整部局等と調整の上で政評課が決定するというところでございます。

また、政策の所管課等が、予算要求等の前に、後ほど説明しますが、実施体制の下で評価をしますということでございます。

「6. 事後評価の実施に関する事項」でございます。

「(1) 趣旨」は、記述してあるとおりでございますけれども、「(2) 政策体系に基

づく施策に係る政策評価」が今回、メインになる部分だと思っております。

まず「①評価の方式」でございます。これは、前回の有識者懇でも議論いただきましたけれども、現行は、実績評価方式と総合評価方式があり、それぞれ施策によって変わってくるのですけれども、今回の基本計画では、原則として実績評価方式にしたいと考えております。

また「②対象となる政策」につきましては、別紙の政策体系に掲げる政策ということでございまして、後ほど説明いたしますけれども、資料2のとおり、今回、施策を30に大括り化しようと思っております、この30の施策を対象とするということでございます。

また、資料2の扱いですが、現行は毎年の実施計画に添付する形を取っておりますけれども、どのような体系で評価を行うかというのは基本中の基本だと思っております、基本計画に戻す形で添付したいと考えております。後ほど、30のまとめ方については説明したいと考えております。

「③EBPM（ロジックモデル）の活用」でございます。

前回、南島委員から、EBPMとの連携もしっかりすべきではないかという御意見を頂きました。現在、各省において試行的にEBPM（ロジックモデル）の作成を行っているところでございますけれども、今回、政策評価の基本計画の中にもこれを入れ込みまして、事後評価の対象となる施策のうち、可能なものについては、EBPMにおけるロジックモデルを作成し、課題把握・目標設定、手段と目標の因果関係、効果の測定手法（アウトプット指標、アウトカム指標）の分析を実施したいと考えており、ここに記述したものでございます。

「④事前分析表の作成、モニタリング」ですが、現行でもガイドラインに基づきまして事前分析表を作っておりますけれども、この事前分析表につきまして、各施策の評価の期間の初年度の第2四半期に作成することとしております。

資料4を御覧いただきたいのですが、従前、3月の有識者懇で次年度の実施計画と一緒に評価対象となる施策の事前分析表を有識者懇で審査していただいております。

かつ、8月の有識者懇で当該年度の評価書をチェックしていただいておりますが、この場合には、評価書の評価結果が、次の政策評価の事前分析表に反映できないことになっているという状況でございますので、今回、それを改めようということで、3月には実施計画で政策評価の対象施策を決めますけれども、7月の有識者懇で前年度の評価書を点検してもらった上で、その結果を踏まえて、次年度の事前分析表を8月の有識者懇で見ていただく段取りにしていきたいと考えております。これによりまして、PDCAサイクルが明確化になると考えてございます。事前分析表の時期を遅らせたというのは、このような趣旨でございます。

④の2ポツ目、事前分析表で何を設定するかということでございますけれども、先ほどのロジックモデルを踏まえまして、事前分析表には目標や指標を設定するというところでございます。

具体的には、施策全体の施策目標だけでなく、「イ．中目標」ということで、施策の大

きさによりますけれども、施策を構成する事務事業が多くて、施策目標が抽象的になるようなものにつきましては、施策全体の目標に加えまして、これをブレイクダウンした中目標というものを複数設定するというようにしたいと思っております。

ただし、中目標は、施策目標と因果関係が明確なものとか、内閣の基本的な方針に合致するもの等に重点化するというので、施策に関連する事務事業全てについて中目標を設定するというのではないようにしたいと思っております。

続きまして「ウ．測定指標」でございますけれども、中目標に対しまして、中目標がない施策については施策目標に対してとなりますが、その進展度合いを示す具体的な測定指標を1つもしくは複数設定して、各々の目標値を設定するというのでございます。

また、測定指標については、中目標への説明力が高いもの等に重点化するというのと、検証性を高めるよう努力するということを記述しております。

次に「エ．参考指標」ということで、内閣府の施策は全体を取りまとめる役割がございまして、施策に関連するものとして他省庁の事務事業も入ってくることもあると思えますが、中目標への説明力が高い指標だけでも、他省庁の事務事業に係るものは、評価の対象外になりますけれども、参考指標として明示することとしたいと思っております。

あと、事前分析表でございますけれども、評価の期間中、毎年度、測定指標の実績値をモニタリングして更新していくということ、また、前回、田辺委員から、他省庁の取組みの御紹介がございましたけれども、毎年度、測定指標の実績値や目標値について、一覧性のある資料をつけて、各施策の事前分析表の束をホチキスで綴じるというだけではなくて、最初に施策全体の進捗を把握できる形にしたいと思っております。

「⑤評価の時期」でございますが、本基本計画の期間中に、これも前回の有識者懇で御相談いたしましたけれども、段階的に5年等の複数年度評価に移行したいと考えています。

「5年等」の「等」としておりますのは、5年が原則でございますけれども、施策によっては5年サイクルで回らないものもありますので、その場合には、5年にこだわらずに、3年や4年の周期ということがあり得ると思っております。

また、2ポツ目でございますけれども、施策の特性、見直し時期等を踏まえまして、毎年度評価する施策数が分散するように、評価の時期を設定することとしたいと思っております。

資料5でイメージ図を示していますけれども、大括り化によりまして約30となった施策を、来年度から一遍に「用意ドン」でスタートするのではなくて、5つのグループに分けて、30掛ける5分の1の6施策ぐらいをグループ1ということで、来年度からスタートさせたいと思っております。グループ2は、令和3年度からスタートする等々、分散する形で徐々に政策評価をスタートさせたいと思っております。

これによりまして、各年度で政策評価をする施策数が分散しますので、我々、点検する立場からしても、その分、じっくり審査することができるだろうと考えております。

その上で、3ポツ目でございますけれども、複数年度評価におきましては、最終年度に

これまでの実績を対象に政策評価するというところでございます。

4 ポツ目でございますけれども、大綱等に係るものにつきましては、担当部局で検証・評価との連携を図るために、最終年度の直前の年度にも政策評価を実施したいと考えております。5年間の大綱であれば、5年度目だけではなくて、実質的に次の大綱等の検討を行う4年度目についても評価を実施したいと考えております。

5 ポツ目のただし書で書いてございますけれども、今回の複数年度評価の一巡目については、試行的に初年度にも評価したいと考えております。改めて資料5を見ていただきたいのですが、今回、グループ1からグループ5まで徐々にスタートするという形にしますと、今回の基本計画の期間中に政策評価を行うのがグループ1だけになってしましまして、グループ2からグループ5については基本計画の期間中、評価をしないということになってしまします。令和3年度とか令和4年度、令和5年度、6年度について、内閣府では何も政策評価を行わないことになり、適切ではないということもございまして、かつ、各部局にしても、今回新たな形で政策評価をやるのであれば、1年目に試行的に練習していただくのがよろしかろうということもございまして、今回の複数年度評価に移行するのに当たり、一巡目につきましては、初年度評価も行っていきたいという趣旨でございます。

⑤の6ポツ目でございますけれども、目標とか測定指標の実績が安定的に推移する施策につきましては、現在でも同様の形でやっていますけれども、目標未達成時にのみ評価するという未達成時評価というものも残したいと考えております。

「⑥行政事業レビューとの連携・融合」ですが、これも前回、有識者懇で議論していただきましたけれども、1ポツ目でございますが、③のロジックモデル等を通じまして、政策評価の対象となる施策と行政事業レビューの対象となる事務事業との対応関係を整理することになるかと思います。

その上で、毎年度、政策評価の対象となる施策に係る事務事業を中心に、行政事業レビューにおいて、外部有識者による点検事業とか公開プロセスの実施事業を選定していただくということにしたいと思っています。

また、政策評価の評価書と行政事業レビューシートの作成に当たりまして、相互の情報の活用を推進していくということ、更には、内閣府内での作業プロセスの相互連携も図っていききたいと考えております。

以上、政策体系に基づく施策の事後評価の部分が相当詳しくなって、記述も多くなっておりますけれども、この部分につきましてはガイドラインで示されていないくて、各府省で任されている部分がございますので、内閣府の基本計画の中では、ここを詳細に書いたということでございます。

続きまして「(3) 特定テーマに関する政策評価」ですが、今説明しました「政策体系に基づく評価」とは別に、特定のテーマ、アドホック的なテーマにつきまして、総合評価方式で評価したいと考えております。

5 ページ目でございますけれども、対象となるテーマとか具体的な評価手法につきましては、前回でもいろいろ御意見を頂きましたし、他省庁の対応も参考にしながら検討していきたいと考えております。検討の結果、目途がつきましたらば、基本計画を改定する形で反映するという事になるかと思っております。

続きまして、(4)と(5)で、規制と租特の事後評価を記述しておりますけれども、書いてある内容は、ガイドライン等で規定されているものをなぞる形になっております。

事前評価した規制や租特については、事後評価も行うということが原則になっておりますけれども、規制の中には見直し条項があるもの、租特で期限があるものについては、見直し、期限があつて、次にまた延長要求する段階で、事前評価を行う際に事後評価も含めて行うことになりますので、その場合には、その事後評価が不要だということになります。実態上は、規制や租特では、ほとんど見直し条項等が付いていますので、事後評価を行うことはほとんどないかと思っておりますけれども、可能性としてはありますので、ここに記述しているということでございます。

「(6) 実施計画」ですが、毎年度、実施計画につきましては、対象とする政策、事後評価の方法等を定めるということでございまして、年度当初に策定・公表すると考えております。そのイメージにつきましては、後ほど御説明したいと考えております。

「7. 学識経験者の知見の活用」でございます。学識経験者から成るこの懇談会でございますけれども、実施計画の策定に関する事と、評価書、事前分析表の内容に関する事と、その他、政策評価の方法等の改善に関する事について、意見を頂きたいと考えております。

「8. 政策への反映、活用」でございますけれども、政策評価の結果を政策の企画立案作業に活用等していきたいと思っております。具体的な予算要求とか法令等の新設・改廃だけではなくて、前回、南島委員から御意見を頂きましたけれども、内閣府の重点施策等についても、ちゃんと反映させていきたいと考えております。また、行政事業レビュー等の他の評価スキームとの双方向の結果の活用も図っていきたいと考えております。

具体的な手順といたしましては、①から③に書いてあるとおりで、政策評価担当課等というのは、局の総務課に当たるところでございますけれども、政策評価の結果を活用できるよう、調整部局に提出する。調整部局というのは官房会計課とか企画調整課とか、内閣府全体の取りまとめの課でございます。その上で、政策所管課等というのは原課のことでございますけれども、政策所管課等は政策の企画立案に評価の結果を反映するという事と、調整部局につきましては、予算要求の審査等に、評価の結果を活用するという事とでございます。③でございますが、各局の総務課である政策評価担当課等については、反映状況を政評課のほうに報告いたしまして、政評課のほうで反映状況の取りまとめ、公表を行うということでございます。

「9. 情報の公表」の(1)でございますが、評価書の作成に当たりましては、結果を検証できるように、可能な限り具体的に明確に記載するという事と、使用したデータ等





して、①政策体系に掲げられた政策のうち、令和〇年度に評価を行う政策。政策体系というものを、今まで実施計画につけておりましたけれども、今後は基本計画につけることになりましたので、その基本計画に添付された政策体系の中で、この令和〇年度に評価をするものも明記をする形で、実施計画の中で入れることを考えております。

それに加えて、上記以外の政策については、モニタリングを実施することといたしますけれども、モニタリングの結果等によりまして、評価の必要があると認められる場合に関しては評価を実施するというようにしております。

②の特定なテーマに係る政策に関しては、先ほど基本計画でもありましたけれども、総合評価を行うようなものです。そういったものを想定しております。

③が規制に係る政策。

④は、租税特別措置法に係る政策でございます。

(2)、これはいわゆる未着手・未了の政策というもので、今までも該当はなかったものですが、法の柱立てのものをここに記載しているものでございます。

(3)も、法律の第7条第2項第3号のものでございますけれども、(1)及び(2)のほか、事後評価の対象としようとする政策、このようなものを2の事後評価の対象とする政策として掲げることを想定しております。

「3 評価の実施方法等」に関しましては、今まで結構長めに書いておりましたけれども、コンパクトにしまして、個別の施策を所管する原課は評価書案を作成し、各部局の総務課等は、部局内における評価書案を取りまとめ、政策評価広報課に提出すると。政策評価広報課は、提出された評価書について審査等を行った上で、こちらの有識者懇談会等を経て公表すると、非常に流れを端的にまとめた形で書くことを想定しております。

実施計画の骨子案については以上でございます。

○笹川課長 以上で事務局からの説明を終わります。

○山谷座長 ありがとうございます。

色々盛りだくさんですが、田辺先生、いらっしゃらなくなるので、もしあれでしたら先にコメントをお願いします。

○田辺委員 そんなに言うことないのですが、何点かございます。

これは内閣府の本府ということなので、外局が外れるのは分かるのです。公取さんとか消費者庁、金融庁というのも。

○林審議官 金融庁もそうです。宮内庁もございます。

○田辺委員 宮内庁も、あそこが評価をやっているのですか。そこを外すのは分かるのですが、問題は2つで、1つはうんちゃら委員会みたいなもの、例えば食品安全委員会というのがありますよね。あと、私がぱっと見てあれだったのは、原子力規制委員会は入るのですか。

○笹川課長 原子力規制委員会は、環境省なので入らないです。

○田辺委員 入らないですよ。そういうものの位置づけみたいなものはどうするのかな

というのが1つです。

恐らく、関わってくるところは、例えば、原子力規制委員会だったら、10の原子力災害対策みたいところで、彼らの活動を見て、それを内閣府本府の中に載せるという形になるのかと思いますし、それから、食品安全でしたら、20のところの食品の安全の確保とかいうところでやっているのですが、ただ、委員会は委員会である程度独立していますので、あまり同じことを2回も委員会でやって、こちらでやってとかはやる必要ないと思います。

基本計画とか、それから、その中に書けるとは思わないのですけれども、できるだけあまり重複した手間がないように、こういうときはこのようにします的な考え方というのをお示しして、この基本計画の中に書けそうな気がするのですが、書いておいたほうがいいかなというのが1点目です。それどう考えなのかということ。

あと、もう一つ、2点目は、独法絡みのものです。

これは、例えば、1の公文書管理は、この独法の公文書管理で、独法のほうは基本的には渡した後の話はあるのですが、ただ、公文書館というのは、技術的なサポートを、この公文書管理のここの担当課に対して行うみたいなどころがあるので、移す前と移す後では単純に切れないようなところがありまして、かつ、移した後は、独法評価でやっているで、二度手間といえど二度手間になるので、できるだけ手間をかけなくて、上手にやる方法を考えたほうがいいのかなということですよ。

あと、もうちょっと面倒くさくなると、7の科学技術・イノベーションの一部ですけれども、例えばAMEDみたいなのがあって、AMEDで医療関係の資金配分等々のところはやってはいるのですけれども、基本目標みたいなものの設定とかは内閣府のほうでなさっていると思うので、そこの切り分けとは言いませぬけれども、AMEDの評価をそのまま持ってきてもいいというのだったら、それはそうなのですが、ただ、独法は独法ですので、外に出して、要するにインプリメンテーションが全部独立行政法人のほうでやっているときにどのように考えるのかなど。要するに、目標はうまく作ったけれども、AMEDのやり方が悪かったから散々なる結果で、それは内閣府は知ったことではないというのは一つの考え方ですけれども、そういくのかなという気もするのです。

もうちょっと面倒くさくなってくるのは、24番は明らかにJAXAですよ。計画のほうは宇宙何とか委員会のほうでやるのですけれども、実働部隊はほぼJAXA1つなので、この項目は明らかに、ほぼ独法のJAXAにインプリメンテーションとか対応しているので、そのところはどのようにするのでしょうか。

大綱を作って、あそこは十何年にわたる工程表みたいなものを持っていますから、それはこちらの内閣府の委員会のほうで作ってはいると思うのですけれども、実際に実施して、どこまで進んだ、進んでいないというのはJAXAのほうの独法の評価でやっていますので、それをそのまま持ってくるというのも一つの考え方だし、それは独法評価でインプリメンテーションのところをあまり知らないという考え方を取るのも一つだと思っております。

そこら辺の切り分けのルールとは言いませぬけれども、あまり同じことを何回も何回も

させるのはよくないと思いますので、適切に必要な情報が提示されるようなやり方というのをお考えいただいたほうがいいのかと思ったという次第でございます。

ちなみに、独法のほうはかなりやらされていますので、どうするのと思った次第でございます。

○林審議官 確認でございますが、先生のお考えでは、委員会だとか独法だとか、別で評価しているところがあれば、もうそれはそちらにやらせて、こちらでやるのは止めたほうがいいのかという趣旨ということですか。

○田辺委員 単純にそうもいかないのです、要するに目標というのは、計画はあちらで立てますけれども、独法の5か年にわたる基本目標はこちらで作るので、それを評価の対象にしないとすると、項目自体は全部抜けてしまう可能性もあるので、何かうまい対応策がないかなという投げかけでございます。答えがあって言っているわけでは全然ないです。

○山谷座長 独法とか研究開発法人というのは、中期目標は、一番トップなのはこちらですと内閣総理大臣ですか。それが政策評価の対象にできますよね。

○田辺委員 それはあり得ると思うのですが、内閣府の中で全部まとめてやると言っても、基本計画をどこまで達成したか、独法評価で現にやっているのです、それをそのまま持ってくるというのは一つの考え方だと思いますし、ただ、それをやると、残りのこの基本目標で何をやっているというところは評価の対象にはなくなるし、独法のやり方が悪いといったときに、その評価を内閣府につけ回すという言い方は正しくないと思うのですけれども、若干、レスポンスビリティの範囲から外れているところのものを引き受けてしまうことになるので、何かうまい考え方がないかなというところなのです。

○笹川課長 独法自身の評価と独法を所管する部局の評価との切り分けの問題だと思います。目標設定は内閣総理大臣なので、目標設定の部分だけを部局の政策評価の対象とすることが可能かどうか。

○田辺委員 ほぼないと思いますね。

○笹川課長 改めて、頭を整理したいと思います。

○田辺委員 今、私は頭がこんがらがってしゃべっているだけなので、その整理ができると、かなり内閣府の特性に合った楽なやり方が構築できる可能性があるかなと思ったところなんです。

○山谷座長 どうなのですか。政策評価担当、政策担当課になりますよね。それが、だから独法、研究開発法人の評価を見ているわけですよね。

○田辺委員 もちろん。

○山谷座長 だから、そこに何か工夫をすれば、二度手間をやらなくても、独法のそれを持ってきて、こういうのは、例えばインターネットで公表している場合、ここをクリックしたら、そこですぐ独法の評価のほうにぽっと飛ぶとか、そういう仕組みというのは可能なのではないですか。全くイコールではないにしても何かこう。

○笹川課長 いずれにしても、独法の施策の部分と、内閣府の施策の部分で、国民から見

れば、独法の所管の部分が意味あるところで、上に乗っかっている薄い内閣府の部分、独法の所感の部分丸つきり除て、その部分だけ対象に意味のある評価ができるかどうかということだろうと思いますが、改めて整理いたします。

○田辺委員 基本計画の中に書くようなことではないとは思いますが、実際に回してしていくときに、一定の考え方がないと、かなり楽になると思います。

○笹川課長 運用レベルの話だとは思いますが。

○山谷座長 田辺先生の一定の考え方というのは、決めてしまえばいいわけですよ。

○田辺委員 決めの問題といえば決めの問題ですね。

○山谷座長 それは、外務省とJICAの関係が、やはりそこでいつも問題になって、でも、決めていきますよ。決めの問題ですよ。JICAは政策をやらないので、外務省の政策をやるので。ODA大綱の見直しとかのときは、そのように外務省が処理して、決めの問題です。

実際にやっているのは、外務省の中にJICAから出向している人がいるので、そこで実際はやっているのですけれども、独法とか開発法人の中のことに詳しい人が、内閣府の政策担当の中にいけば、ある程度うまく処理できると思うのですが、なかなか難しいですかね。

田辺委員がおっしゃるように、何もしないわけにはいかないし、そうかといって同じことをやっても意味がないし、そこはやはり整理、要するに決めの問題で、何かこう手だてを。おっしゃるように、基本計画にそこまで書く必要はないということですよ。

○田辺委員 私の考えはそうです。

○山谷座長 私もそうではないかなと思います。

あと、私のほうからよろしいですか。たまたま、今、JAXAのお話が出ましたけれども、JAXAというのは、ここだけではなくて、文科省とか経産省とか防衛省、総務省も色々関係しているわけですが、そこはどうなのですか。そこは、内閣府、文部科学省、経産省それぞれが、やはりこういうものを作って、JAXAに宇宙政策の話にやっていくというイメージでいいのか、それとも共管ということで、他の省庁と一緒にやっていくのかということか、それはお考えなのですか。

○笹川課長 基本は各省の施策評価なので、内閣府の下に各省が連携して行っている施策を評価することを想定しています。

○山谷座長 分かりました。では、内閣府の政策としてですか。

○笹川課長 内閣府では、内閣府の所管する範囲で政策評価することになります。

○山谷座長 そうすると、今度は、逆にJAXA側からいうと、JAXA側は、これは内閣府の政策官に合わせたような報告書を作る、経産省に合わせた報告書を作る、そういうイメージになるのですか。

○笹川課長 研究開発法人は、審議会の意見を聴いた上で各省が協議をして評価することになり、独法評価としては、一つのものとして評価することになります。

○山谷座長 分かりました。

○田辺委員 JAXAの評価も整理していただかないと、JAXAがかわいそうです。こちらで説

明し、こちらで説明しと、微妙に対象が違っているから。

前回から、たしか、共同でヒアリングをやってしまえという形にしたと思うので、回数はかなり減ったので、JAXAさんの手間は減った気はするのですが、ただ、こういう宇宙政策は文科にも入っていますし、経産にも入っていますし、内閣府にも入っていますので、違うところで評価しているといえそうなのですが、若干、余計な手間暇がかかっているかなという感じがあります。

○山谷座長 あと、もう一点ですけれども、公共事業関係はやらないのですよね。

○笹川課長 やらないのではなくて、そもそも対象となる公共事業がないのです。

○山谷座長 だから、そこなのですけれども、例えば、沖縄であれば、科学技術大学院大学がありますよね。あれは内閣府の所管ですよね。

○林審議官 はい。

○山谷座長 あそこで建物等を建てるときに、例えば、10億円どころか40億、50億をかけて宿泊施設とかを、今、建てているのですけれども、あれは外れるわけですよね。

○笹川課長 不確かではありますが、内閣府に計上した後に、施設関係は国交省の営繕の予算に移替えて執行しているので、国交省の政策評価の対象になるのではないかと思います。

○山谷座長 分かりました。

○田辺委員 確か営繕だから、定義的に、公共事業の評価になっていないと思います。例えば、国立大学を建て替えるときはやっていないと思います。

○山谷座長 同じですか。

○田辺委員 同じロジックです。文科の営繕のほうでやっていると思いますが。

○山谷座長 なかなか素人はそういうところは分からないです。説明としては了解しました。私のほうの疑問は以上です。先生、どうぞ。

○南島委員 資料1のほうに触れますけれども、科学技術の政策体系を見ていますと、科学技術イノベーション関係のものがありますね。あと、遺棄化学兵器関係は全くないのですか。なければいいのですけれども。

○小池課長補佐 8番にあります。

○南島委員 あと、沖縄科学技術大学院大学です。研究開発が含まれていますよね。それから、食品安全です。食品健康影響評価技術関係。それから宇宙。やはり研究開発が全くないわけではない。そうすると、先ほどの、基本計画のほうでは研究開発は除くとおっしゃったのですが、除いていいのか。金額が達しないので、それは外すという御説明になるのかという疑問が一方であるわけです。

さらに、先ほどの独法の話をお田辺先生にさせていただきましたけれども、これ以外に、「国の研究開発に関する大綱的指針」がございまして、そちらの中で、政策評価との整合がうたわれております。研究開発評価に係る負担の軽減というのがうたわれております。読み上げます。

「研究開発の現場に過度の負担を強いることなく研究開発成果の最大化に向けた実効的な評価を行うためには、政策評価法や独立行政法人通則法、国立大学法人法等に基づく評価との整合を図る必要がある。

このため、前述したように、研究開発が関連する政策・施策等も『研究開発プログラム』ということができること、また、研究開発評価は政策評価等と整合するよう取り組むこととされていることを踏まえ、『研究開発プログラムの評価』の充実を図っていく手段として、例えば、同一の評価対象に対して、『研究開発プログラムの評価』を政策評価とは別に実施する必要が生じないように取り組むなどにより関係者の意識向上と評価の効率化を図り、その後、段階的に『研究開発プログラムの評価』の水準の向上を図ることが考えられる。

また、例えば、政策評価では10億円以上の研究開発課題が事前評価の対象となっている点を踏まえ、研究開発の規模に応じて評価対象の絞り込みや、評価方法の簡素化等により、評価の負担を軽減し、メリハリのついた評価を行うことも重要である。」

このように書かれておりますので、全く無視しているわけでもないかなと私は思っております。

ただ、第6期の科学技術基本計画が今、策定中でありますので、そちらのほうで評価に関しては、一定の議論の展開があると見込まれますから、今後も引き続き研究するという点でもいいのかなとも思っているところでございます。コメントです。

先ほどの研究開発の法人が登場して、それをどう組み込むかという課題と、この第6期の科学技術基本計画で、これからどのように評価が展開していくのかということ踏まえて、しばらくは政策評価側でも研究を続けるという姿勢でもいいのかなと思っています。以上、コメント申し上げておきたいと思っております。

それから資料1ですけれども、資料1で幾つか気になる点を申し上げます。

1点目は、まず「目標」です。「アカウントビリティ」「効率的で質の高い行政」「成果重視の行政」の3点を掲げられています。従前のものでは4点目がありました。4点目は「内閣府本府における政策相互の適切な連携・融合を一層推進する」という文言がありました。「等」と書かれている中にこれが含まれているのだとは思いますが、確認ですが、これは引き続き承継されるのか、今回は、これ以降、消されるというお話になるのでしょうか。指摘をしておきたいと思っております。

2点目です。「PDCAサイクル」と書かれていますけれども、「2.」のところの政策評価の実施に関する方針です。その中で、その政策のマネジメントサイクル（PDCA）と書かれていますけれども、これは「政策評価に関する基本方針」によれば、「plan」「do」「see」の3段階であり、4段階にはなっていないのです。そこはよろしいのでしょうかというお伺いがございます。

3点目です。3点目は、先ほどの研究開発の話です。これを除外してよいのかというのが、「5.」の「事前評価の実施に関する事項」に関係してくるところかと思います。

4点目です。3ページになります。「6. 事後評価の実施に関する事項」なのですが、ここの中の「(2) 政策体系に基づく施策に係る政策評価」のうちの「③EBPM(ロジックモデル)の活用」のところについてです。

新しく設けていただいたところであると認識しておりますし、書かれていること自体は意図としては十分理解できる場所でもありますけれども、1点申し上げたいことがございます。何かと言いますと、EBPM(ロジックモデル)、EBPMにおけるロジックモデルと書かれていますけれども、慣れてると分かるのですが、慣れていないと何のことだろうということになるかと思います。「EBPM=ロジックモデル」ではありませんし、「EBPMにおけるロジックモデル」というのは、要するに、エビデンスアプローチとロジックモデルが、どちらかが包摂関係にあるというわけでもないと思います。これは骨子ということですので、具体的に書かれるときに注意して書いていただくといいのかなという点を指摘をさせていただきます。

5点目です。最後ですけれども、7ページの「11. その他の政策評価の実施に関し必要な事項」についてです。

3つ書かれております。これ以外に、気になることだけ申し上げておきたいと思います。何かと言いますと、以前、東日本大震災が起こったときに、原子力担当の部局に評価書を書いてくれということがありました。大変お忙しいというか、寝ないでお仕事されている中で評価書を書いてくれというのは大変申し訳なかったなとずっと感じておりました。緊急事態ですから、その場合には、評価書の執筆、提出は猶予するなり、当緊急事態につき取りやめるなり、そういう取扱いがあってもいいのかなと感じておりました。この委員会でも発言したことがありますけれども、何らかの方策を講じる場合には、この基本計画がルールブックということですので、ここに書いていただいくということの一つの方法としてあり得るのかなと思います。その他のところに書き添えていただくことはあり得るのかなと感じております。

首都直下地震等もありますし、地震対策の部局もおられる中でのお話ですので、何か緊急事態が起きたときには、柔軟に、業務の効率性を低下させることなく、しかるべきタイミングでまた評価してもらえばいいわけですから、何らかのルールがここに書かれていてもいいのかなと思われま。コメントでございます。

以上です。

○笹川課長 5つ御意見を頂いたのですが、まず1番目、(前文)の内閣府の政策評価の目的の部分なのですが、確かに、現行の基本計画の中では、「政策相互の連携・融合」が目的に書かれています。我々も内部で議論したのですが、政策評価の目的として、政策相互の連携・融合を図ることがあるのか、正直、頭の中で整理できない部分がありまして、今は「等」とか書いてございますけれども、現時点では、なかなか説明しづ



らいので、取る方向で考えているものでございます。

ただ、こういう政策評価の作用があるのではないかというお知恵を頂いて、私どもが消化できれば書きたいと思うのですけれども、現時点では、説明能力がないので削除したいと思っています。これが1点目です。

2番目のPDCAの部分、PDCではないかという部分は、確認させてください。

○南島委員 「plan」「do」「see」です。「S」です。3段階サイクルが、政策評価の基本方針のほうには表明されているのです。ただ、政府全体としてはPDCAサイクルで統一されているところですので、そこは齟齬があるところなのですが、「政策評価法に基づき」と書いていただいているので、その基にある「施策評価に関する基本方針」も踏まえて、これは書かれる文書ですので、どうしようかなと思いつつ見ていたということです。

○笹川課長 そこは確認の上、検討したいと思います。

3番目の研究開発の部分、私どもの理解では、研究開発に係る政策・施策について、内閣府は所管しているのですけれども、実際の研究開発は公共事業と同じように、内閣府に予算が計上しているとしても、移替えをして、実際の研究開発を担当するのは他省庁であって、その意味から、内閣府が直接研究開発をしたという実績がないと理解しておりまして、今後もあまり想定できないだろうということで、取らせていただいたというところでございます。直接、科学技術とか宇宙開発等の政策の部分はやっていますけれども、実際上、研究開発は他省庁という整理で考えております。

○南島委員 事業ベースはそうですね。先ほど、田辺先生がおっしゃいましたけれども、目的とか政策そのものの在り方については。

○笹川課長 政策の在り方自身は、研究開発の評価ということではなくて、政策体系に基づく事後評価を行うということでございます。

4点目のEBPMのロジックモデルの御指摘についてはそのとおりでございますので、書き方に正確を期したいと思います。

5点目、御指摘いただいた点は、検討させていただきたいと考えております。

○山谷座長 私のほうから、もうちょっと抽象的な話なのですが、中央省庁改革のときに内閣府を作る目的が、やはり政府全体の司令塔というのですか、それを重視するという。政策評価がそのときに入りましたけれども、そのときは、各省庁のセクショナリズムをなくす方向で政策評価を考えたらどうかというのが入っていたわけですね。

これは、両方考えると、内閣府の政策評価は、やはりそういう各省庁のセクショナリズムに害されないような方向のものもあっていいのではないかなど。そこを何とかうまく生かせないかなどと思ってずっと考えてきたのですけれども、それは基本計画の中に入れ込むとか、そういうわけにいかないのですか。

○笹川課長 それは、先ほどの南島先生の「政策相互の連携・融合も政策評価の目的ではないか」とのご指摘につながる話なのですが、内閣府の所掌事務に各省の総合調整機能がありますので、その機能をどのように評価していくかという問題はあろうかと思っております。

が、政策評価を行うことによって政策の融合や連携を図るということは、余り期待できないのではないかと思います。政策の連携・融合は、政策の実施段階の問題であって、評価のフェーズではないのではないかと、という気がするのです。十分頭が整理できていないかもしれないのですけれども。

○南島委員 今の点についてよろしいですか。中央省庁等改革のときには、政策評価制度、後で法律になりますけれども、これは政策相互の「調整」をするために用意するのだとされてきました。それはなぜかという、「政策のアウトカム」が分からないと「調整」ができないから、アウトカムを明らかにして、オーバーラッピングとか重複とか、お互いに隙間が空いて足りないということがないようにアウトカムを明らかにして「調整」するということでした。

制度としては、アウトカムを明らかにするということまでを描き出すのですけれども、目的としては、あくまでも政策相互間の「調整」ということが掲げられていたのです。内閣府がお持ちになっていた総合調整とはまた別の「調整」機能なのですけれども、政策間の「調整」をするということを1つの眼目にして政策評価制度が設計されておりました。今、山谷先生がおっしゃったのは、総合調整も含めて、以前の4番のものがあってもいいのではないかと御指摘も含まれていたかと思えます。

そこまで言った上で、私だったら、総合調整機能については、各省に内閣府・内閣官房の業務の整理で任せられましたので、他の省庁と同じようにやりますという説明でもよいのかなと思います。あるいは、分担管理でここは評価をやりますから、1、2、3という基本に立ち返って、政策評価法に基づいて、改めて基本計画ではこの3つを目的といたしますという説明をするのかなと思うのです。議論としてはそういう議論です。

○林審議官 今の経緯のお話は、御教示いただきましてありがとうございます。

いずれにしても、セクショナリズムを廃するためというのは、まさに省庁再編のときの重要な眼目で、それで内閣府もできて、今、省庁再編して20年目になりますけれども、私自身は、その20年より前から、いわゆる調整官庁や内閣官房で仕事をしてきた経験から申しますと、全く景色が一変したとは思いません。1980年代は全然このようなものではなかったです。

今、それぞれの政策、特に今回、大括り化しますけれども、その政策の大括りされた中で見ますと、各省から多くの方に出向していただいて、法的には内閣府の職員になっていただいて、あるいは内閣府に常駐の併任となって仕事をしていただき、もちろん、その方々が、もともと入った役所のエキスパティーズなどは活用していただいていますけれども、いわゆる、1980年代、90年代にあったようなセクショナリズムは相当に私は感じられなくなっています。そういう意味では、政策評価という、制度面においては、分担管理を見るということでもありますので、先ほど南島先生がおっしゃられたように、他の役所と同様に、この3つの考え方で進むというのが分かりやすい整理かなと思っております。

○山谷座長 難しいところではあるのでしょうけれども、国際的な評価の理論では、最近

コヒーレンスという一貫性が強調されるようになってきて、やはり調整なのです。だから、うちの役所ではちょっと関係ないけれども、しかし、一緒にやったらもうちょっといい成果が出るのではないかみたいなのが国際的な潮流になってきまして、だから、単に効率とか有効性だけではなくて、そこら辺もパブリックセクターは見なくてはいけないのかなど。国際会議などを見ていると、そういう話なのです。それは難しいですけどもね。外国でそれをやっているからと日本でもとれないのですが。

○林審議官 確かに、ポリシー・コヒーレンス自体は、恐らく全てにおいて重要な課題だと思いますので、政策を評価するだけではなくて、立案の過程においても、今、例えば、内閣官房もかなり大きな組織になっていますけれども、内閣官房は、各省からそれぞれ持ち寄って、ポリシー・コヒーレンスを追求している組織だとは改めて思いました。おっしゃられるお話は、私自身は大事な話だと思います。

○山谷座長 あと、気になった点が2つございまして、1点目が、4ページ目の特定のテーマに関する政策評価なのですけれども、このように書かれて、内閣の所管する政策・施策に係る特定のテーマについて、総合評価方式で評価すると書かれているのですけれども、これは政策評価広報課がテーマを取り上げてやるのですか。誰がテーマを取り上げるのですか。これが少し気になるところです。

○笹川課長 政策評価広報課から部局に何の相談もなく、いきなり「これをやれ」ということは、実態上あり得ないと思います。そこは部局と相互に連携し、我々からもどのような施策を総合評価方式で行うのが面白いのかという観点から相談することもあるのでしょうか、政策を担当している部局から、総合評価方式で政策評価をしたい、と相談してくることもあると思います。あまりないかもしれませんが。

ただ、国交省のように政策評価担当部局からの予算的な措置がある場合には、トップダウン的にやってもらいたいということもあろうかと思いますが、いずれにしても、トップダウン的もしくはボトムアップ的な相互の連携の中で決まるのではないかと思います。

○山谷座長 トップダウン的なのだと、例えば、今、防衛大臣が再生可能エネルギーを自衛隊の基地で使えと言っているのですよね。それを、防衛省の政策評価の総合評価で取り上げたらどうかという話が出ているのですけれども、まさにトップダウンはそういう感じですよ。

○笹川課長 そういうこともあろうかと思いますが。内閣全体の基本方針として、各省で統一的に一定の施策を政策評価しろ、という話になることもあろうかと思いますが。

○山谷座長 ボトムアップのほうはどうなのですか。

○笹川課長 ボトムアップの場合には、国交省などでは、各部局が法律改正を念頭に特定のテーマを評価してみたいということがあやに聞いています。

○山谷座長 分かりました。そういうことですね。

○笹川課長 現在、我々としては、政策体系に基づく施策とは別に特定のテーマが生じた場合に、政策体系に基づく評価とは別に総合評価方式を設定して、深掘りして政策評価で

きないかなと、そんなイメージを持っています。

○山谷座長 それをこういうところに書いてもらうといいかもしれないです。あまり細か過ぎて。

○笹川課長 今の時点であまり明確に書けないので、今後の検討ということにしております。

○山谷座長 忘れてしまいますよね。非常によく分かりました。ありがとうございます。

○笹川課長 イメージは、前回のペーパーの中で書いていたと思います。

○山谷座長 あと2つありまして、もう一つが、5ページ目の7ポツ、学識経験者を有する者の知見というので、1つはこういう場ですよね。要するに評価の専門家が集まってくると。対象者は、例えば、医療政策だったら医学の知識を持っているとか、教育政策であれば教育の専門家になってもらう。そちらのほうは、ここではあまり想定されていないということですか。

○笹川課長 今回の骨子で書いてあるのが、この有識者懇談会のイメージなのですが、現行の基本計画の中では、それとは別に、各部局が有識者の意見を聞くことが書かれています。政策を遂行するに当たって、当然、各部局は有識者の意見を聞きながらやっていると思うのですが、各部局が政策評価する際にも意見を聞いているかどうかとなると、私どもが把握する限りはほとんどないのかなと考えております。実態のないことを書いても仕方ないので、今回は落としたということです。

○山谷座長 これは学者の理屈の世界の話なのですが、この政策評価課の有識者会議と政策所管担当課の有識者会議、それは先ほど私が申し上げたように、例えば教育とか医療とかの専門家、こういう分け方はあるのですが、基本はこちらではあまりそういうことは想定されていないということですか。

○笹川課長 政策を遂行するに当たって、有識者には当然聞いていると思うのですが、各部局が政策評価するに当たって、それとは別に有識者に聞いているかということ、そこはないだろうと思います。

○山谷座長 分かりました。

最後です。7ページ目なのですが「(2) 国民からの意見・要望の窓口」というのがあります。政策評価広報課が広報の一環として積極的にやっていくということで、これは非常に大事なことだと思いますし、重要なことだと思うのですが、さて、その実態ですよね。想像できますかという感じなのです。

実は私も、政策評価を外務省でやったときにこれを担当したことがあって、やはり、コメントを書く欄をネットでつけたら、それっぽいことは上がってこないのです。「非国民」とか「国賊」とか「外務省をなくせ」とかそういうのばかり来るのですが、これは本当に大事な話だと思うのです。

実際に、日本の国民が政策評価を理解して、それに対してコメントをこういう場を出してくるということまで成熟していない可能性があって、これは課題なのでしょうけれども。

だからといって、なくせではなくて、だから置いておくという意味もあるのですけれども、何か具体的にもう少しいい方法というか、お考えなのかどうかというのを教えていただきたいのです。

○笹川課長 正直、この（２）を残すかどうか、内部でも議論があるのですけれども、現在の政策評価の担当職員が知る限りでは、国民からの政策評価に関する意見は、ゼロが実態でございます。

とはいえ、実態がないので削除する項目は、今回いくつかあるのですけれども、（２）については、実態がないとしても我々の姿勢を示すべきなのだろうということで、基本計画の中では残したということでございます。

ただ、政策評価に関する意見とは別に、政策そのものに対して、「けしからん」とか、「国賊だ」とか、ホームページやツイッターを通じていっぱい出てきますので、それはそれでいろいろ参考にはしています。

○山谷座長 国際的に、その国の評価がどのぐらいのレベルかというのを見ている人というのがいるのです。その人たちの評価基準というか、例えば、日本政府の評価はどうなのかというの、やはりこういうのが入ってくるのです。つまり、国民に対して意見を言う、要するに、いろいろなパブリックコメントなり、そういうものを持っているかどうか。それを持っていれば、その国の評価システムは割にいいのではないのという感じなのですけれども、ないとなると、一方的なPRだけですので、それはやはりかなり問題があると解釈されてしまうのです。

ですから、ぜひやって残しておいていただいて、できればホームページ等、意見を言うスペースがあればいいのかなと思いますけれども、確かにおっしゃるように、20年やってきて、一般の人たちも関心ないですね。政策評価というのは何なのかというのが。

○笹川課長 我々が反省すべき点は、やはり見せ方の問題であって、とても見たくないような資料が公表されても、なかなか意見も言えないでしょうし、もうちょっと見せ方も工夫をしなくてはならないのかもしれないなと思っています。

○山谷座長 インターネット、SNS、その他がありますので、そこら辺でもう少し何か工夫されるとか。紙ではもう駄目ですね。紙ではないですね。

先生、どうぞ。

○南島委員 実施計画のほうのコメントをよろしいですか。

○山谷座長 どうぞ。

○南島委員 2点ございます。実施計画のほうなのですけれども、骨子案のレベルですので、実際のものはまたちょっと変わってくるかもしれません。

「2 事後評価の対象とする政策」の中に、（１）の③、④で規制と租特が入っておりますが、事前評価のほうでも評価をされると書かれています。ここでは事後評価の実施計画ですので、事後評価でもやると言いますと、2種類の評価をやるといってお話になるのでしょうか。そういうことをお伺いしておきたいと思います。もし、事前評価だけなのであ

れば、事前評価だけの整理にしておいたほうがいいのかとも思います。

○笹川課長 制度上は、事前評価を実施した規制とか租特については、事後評価も実施するというのが原則でございます。

とはいえ、先ほども申し上げましたけれども、見直しとか期限があるものについては、見直しの事前評価のときに、事後評価の部分も一緒に含めれば済む話なので、実態上は、事後評価として規制とか租特を評価するというのは、これまでほとんどありません。

○南島委員 何を言っているかと言いますと、そうなのです。事前評価と事後評価で違う書き方をしていると、2種類の評価をしないといけないことになりますけれども、実態としては1種類の評価ですよ。

○笹川課長 見直し条項がないような規制とか租特については、事前評価をした後に、一定期間後に事後評価をしないければならないので、その場合には、そこは埋まってくるということです。

○小池課長補佐 条文上、事後評価について書かなければならないとなっているので、実施計画上は、事後評価について書いているという意味なのです。

○南島委員 実際の対象政策をここに掲げていくかどうかは、その都度決められるということですね。

○小池課長補佐 はい。そうです。毎年のものであります。

○南島委員 分かりました。そこが1つ目の疑問でした。

もう一点あります。(3)なのですが、法第7条2項第3号、あまり使われないうお話でもあるわけですが、1点、先ほどから御説明を聞いていて、あれと思ったのが、先ほどの基本計画中の「(3) 特定のテーマに関する政策評価」で、内閣府の所管する政策・施策に係る特定のテーマについて、総合評価方式による評価、これは特設型の評価として出てくる可能性があるという御説明を先ほどしていただいていたかと思ひますし、総務省が今やっているEBPMの実証研究みたいなものは各省と共同でやるというので、ある意味、この実施計画中の(3)にも該当しそうな気もするのです。このところは、実は今まであまり注意を払ってこなかったもので、ちゃんと整理をしてこなかったところもあるのです。

せっかく書き直していただくのであれば、一回、部内でも、7の2の3号の使い方というのはどうしたらいいのだろうというのは、御議論いただいてもいいかもしれないと思ひます。

そうしますと、これが同じものだとするならば、総合評価方式による評価という、基本計画のほうで評価方式を限定しなくてもいいかもしれない。

いずれの評価方式を採用するかというのは、その施策に応じて決めればいいことにして、特定のテーマに関する施策評価を特設で行う場合もあり得るという書き方をしているのかとも思ひます。また違うこと書かれているのであれば、また別の話になりますけれども。

○小池課長補佐 恐らく、おっしゃっていた、特定のテーマに係る政策というのは、基本計画に書かれているというのは、2の(1)の②のほうと連合しているものですので、(3)は全く想定もしていません。

○南島委員 違うものを書かれているのですね。先ほど、話題に出されていた特設型の評価がぱっと出てくるというのは、実施計画中に書いていけば2に該当するし、書いていなければ(3)に該当するという整理になるということです。

○小池課長補佐 そういう整理かなと思っております。

○南島委員 整理されているということであれば、それで結構でございます。疑問に思ったということでもあります。

○山谷座長 よろしゅうございますか。

○南島委員 以上です。その2点でございます。

○山谷座長 ありがとうございます。

そういうことで、大体、こちら側のコメント・御質問は以上でございます。

○笹川課長 ありがとうございます。

○山谷座長 ちょっと早いですが、意見が出そろったので、よろしければこの辺りで終了いたします。事務局におかれましては、委員の皆様からの御意見を踏まえ、次期内閣府政策評価基本計画の策定作業を進めていただければと思います。以上で議事を終了いたします。事務局にお返しします。

○笹川課長

ありがとうございます。

今回の懇談会でございますけれども、3月18日の14時から16時までの開催といたしまして、本日頂戴した御意見を踏まえて、基本計画について御議論いただく予定でございます。

次回も含め、今後の段取りですが、若干、重複するかもしれないですが、3月の有識者懇談会は、次期の基本計画と2年度の実施計画です。2年度の実施計画の中で、第1グループの施策、1回目は初年度評価もしますので、そこで選定されることとなります。

また3月には、今年度の実施計画の改正もしたいと思っております、年度途中で内閣府の施策として入ってきたものもございますので、実施計画の改定も議題として入れております。

さらに、年度が明けてからの話でございますけれども、7月ごろの有識者懇談会で、今年度の評価書をチェックしていただく予定です。いっぱいありますけれども、その中でも、第1グループに属する施策を中心に評価書をチェックしていただきたいと思っております。

その上で、8月も有識者懇談会を開催いたしまして、7月の評価書の評価を基に、第1グループに係る施策の事前分析表をチェックしていただくという段取りにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の懇談会は閉会いたします。本日は、どうもありがとうございました。